

## 「誰と行く？冬の秋田」ロゴマーク等使用要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、秋田県観光文化スポーツ部誘客推進課（以下「県」という。）が制作した「誰と行く？冬の秋田」キャッチコピー及びロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定める。

### (ロゴマーク等の管理)

第2条 ロゴマーク等は、県が管理する。

### (ロゴマーク等の使用用途)

第3条 ロゴマーク等は、秋田県への誘客、観光の認知度向上、周遊・滞在観光の促進、国際観光の推進等に資するイベント、プロモーション、それらに関連するポスターやパンフレット等に使用できるものとする。

### (使用の申請)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者は、秋田県冬の大型観光キャンペーン特設サイトより使用許諾申請を行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の手続き省略することができる。

- (1) 秋田の観光創生推進会議会員（市町村、観光・商工団体、報道機関等）、J Rグループ、報道機関等が秋田県への誘客、観光の認知度向上等の目的で使用する場合
- (2) その他県が必要と認めた場合

### (使用の許諾)

第5条 秋田県誘客推進課長は、前条の規定による申請があり、内容が適当と認められる場合は、これを許諾し、「ロゴマーク等デザインマニュアル」及びロゴマークのデザインデータを交付する。

2 秋田県誘客推進課長は、前項の許諾に当たって必要に応じ条件を付することができる。

### (使用上の遵守事項)

第6条 ロゴマーク等の使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、ロゴマーク等の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本要領及び「ロゴマーク等デザインマニュアル」を遵守すること。
- (2) 使用許諾を受けた目的以外に使用しないこと。
- (3) 第3者にロゴマーク等を使用させないこと。
- (4) ロゴマーク等の使用に関する事故、苦情等については、誠意をもってその責任のもとに必要な措置を講じること。
- (5) ロゴマーク等の使用に当たり、故意又は過失により県に損害を与えた場合、これによって生じた損害を賠償すること。
- (6) 第3者がロゴマーク等の商標権を侵害し、又は侵害しようとしている恐れがある事実を発見したときは、速やかに県に通報すること。

(変更等の場合)

第7条 使用者は、第4条第1項の規定により申請した内容に変更が生じるときは、再度使用許諾申請を行わなければならない。

(使用料)

第8条 ロゴマーク等の使用料は無料とする。

(使用状況の調査)

第9条 県は、必要に応じて使用者に対しその使用状況について報告を求めることができる。

(使用許諾の取り消し)

第10条 県は、使用者が次のいずれかに該当した場合は、使用許諾を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき。

(2) ロゴマーク等を不正に使用したとき。

(3) 信用を損なう使用又は行為によって、ロゴマーク等のイメージを低下させたとき、又はその恐れがあるとき。

2 前項の規定により使用承諾が取り消された場合は、使用者は自己の責任により、ロゴマークのデザインデータ等を全て除去しなければならない。

3 第1項の規定により使用許諾を取り消された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取り消しによって直接又は間接に生じた損失を県に請求することはできない。

(疑義の決定)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項又は疑義が生じた事項については、秋田県誘客推進課長が決定する。

附則

この要領は、令和6年7月30日から施行する。